

#### 第四章 教育課程及び履修方法等

第八条 授業科目は、共通基礎科目、専門科目及び各種資格等取得の為の課程に関する科目に区分する。

第八条の二 各種資格等取得の為の課程に関する科目は、その専門性に応じ、専門科目とすることができる。

第九条 各学科・専攻の授業科目及び単位数は、別表一のとおりとする。

2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業時間については、本学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第九条の二 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第九条の三 各授業科目の授業は、十五週にわたる期間を単位として行う。

第九条の四 学生は、学年の始め又は学期の始めに、その学年又はその学期において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

第十条 本学を卒業するためには、共通基礎科目十二単位以上、専門科目五十単位以上、計六十二単位以上を修得しなければならない。

2 教育職員免許状を得ようとする者は、前項に定める単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第十条の二

- 3 家政科食物栄養専攻において栄養士の免許証を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。
  - 4 幼児教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、児童福祉法施行規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。
  - 5 文化学科において社会教育主事補の任用資格を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、本学所定の社会教育主事課程を履修しなければならない。
  - 6 文化学科において学芸員補の任用資格を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、本学所定の学芸員課程を履修しなければならない。
  - 7 文化学科において図書館司書の資格を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、本学所定の司書課程を履修しなければならない。
  - 8 家政科福祉情報専攻において介護職員初任者研修修了の資格を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、本学所定の介護職員初任者研修課程を履修しなければならない。
  - 9 家政科食物栄養専攻においてフードスペシャリストの資格を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、本学所定のフードスペシャリスト課程を履修しなければならない。
  - 10 音楽科において音楽療法士（2種）の称号を得ようとする者は、第一項に規定するもののほか、本学所定の音楽療法士課程を履修しなければならない。
- 各学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科並びに資格は、次のとおりとする。

| 学 科         | 専 攻   |                            | 教員免許状の種類<br>〔教科〕   | 資 格 の 種 類                   |
|-------------|-------|----------------------------|--------------------|-----------------------------|
|             | 家 政 科 | 福 祉 情 報 専 攻<br>食 物 栄 養 専 攻 |                    |                             |
| 幼 児 教 育 学 科 |       |                            | 幼稚園教諭二種免許状         | 保育士                         |
| 生 活 芸 術 科   |       |                            | 中学校教諭二種免許状<br>〔美術〕 |                             |
| 音 楽 科       |       |                            | 中学校教諭二種免許状<br>〔音楽〕 | 音楽療法士（2種）                   |
| 文 化 学 科     |       |                            |                    | 社会教育主事補（任用資格）、学芸員補（任用資格）、司書 |

第十一条 単位の認定は、次のとおりとする。

一 授業科目を履修した学生に対しては試験を行い、その成績の評価において単位を認定する。試験は筆記試験及び実技のほか、レポートをもって代えることができる。ただし、実験、実習等の授業科目については、平常の学修成果をもって評価することができる。

二 成績の評価は、次の「成績評価基準」により行うものとし、六〇点以上のものについて単位を認定する。  
「成績評価基準」

| 評価区分    | 評価記号と評価内容           |
|---------|---------------------|
| 一〇〇～九〇点 | S…特に優れた成績           |
| 八九～八〇点  | A…優れた成績             |
| 七九～七〇点  | B…妥当な成績             |
| 六九～六〇点  | C…合格に必要な最低限度を満たした成績 |
| 五九～〇点   | F…合格に至らない成績         |
|         | N…認定のみ科目（GPの対象とせず）  |

三 授業科目のうち、芸術鑑賞講座・教養講座については、受講レポートの提出をもって所定の単位を修得したものとみなす。ただし、成績の評価は行わない。

四 履修科目として登録していない授業科目については、単位を認定することができない。

五 第二号で定める「成績評価基準」におけるGPについては別に定める。

2 一の授業科目の出席時数が授業時数の三分の二に満たない場合は、その科目の定期試験を受験することができない。

3 当該学期の授業料及びその他の納付金が未納の者は、原則としてその学期の定期試験を受験することができない。

4 正当な理由又はやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行うことがある。また、定期試験の成績が、単位認定の評価に達しなかった卒業要件の必修科目については、再試験を行うことがある。

## 第十二条

本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

## 第十三条

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。

## 第十四条

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第四十二条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第十二条第一項及び前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、三十単位を超えないものとする。この場合において、第十二条第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、四十五単位を超えないものとする。